

## 第1回 郡山市DX関連六法活用推進本部会議

開催日：2021.6.9（水）10:00～10:25（Web会議開催）

### アジェンダ

- (1) デジタル改革関連六法の成立と今後の動きについて（20分） **資料1**

デジタル改革関連六法の概要、今後の動きについて報告する。

- (2) その他（5分）

# デジタル改革関連六法の成立と今後の動きについて

資料1

## デジタル改革関連六法

No	法律名	施行期日	主な内容	備考
①	デジタル社会形成基本法	2021.9.1	【デジタル社会の形成に関する重点計画を作成】 ・先端技術を活用したデジタル社会の形成を推進	IT基本法の廃止
②	デジタル庁設置法	2021.9.1	【内閣にデジタル庁を設置】 ・方針に関する総合調整、企画立案 ・国の情報システムの導入、運用、管理 ・自治体情報システムの改善 ・マイナンバーに関する管理	職員500人規模 うち120人程度が民間登用
③	デジタル社会の形成に図るための関係法案の整備に関する法律	2021.9.1 ※個人情報保護制度見直しは公布日から1年以内	【個人情報の保護に関する関係法律の整備】 ・行政手続きのオンライン化 ・個人情報保護制度の見直し	マイナンバーに関すること
④	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	公布日から2年以内	【公的給付の支給の迅速かつ確実な実施】 ・公的給付を迅速に行うオンライン申請 ・口座情報の登録	
⑤	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	公布日から3年以内	【マイナンバーを利用した口座情報の管理】 ・マイナンバーと口座情報の紐づけ	
⑥	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	2021.9.1	【国と自治体の情報システム標準化、共通化】 ・自治体に対し、国の基準に適合した情報システムの利用を義務付け ・主要17業務の情報システム標準化	国が地方自治体を支援（基金を創設） 2025年度までに主要17業務の標準化を完了させる計画

# マイナンバーに関する主な制度拡充事項

## (1) 今回の法律による主な内容

### デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

- 1 個人情報保護制度の見直し
- 2 押印・書面の交付等を求める手続の見直し
- 3 マイナンバーカードの利便性の抜本的向上発行・運営体制の抜本的強
- 4 **マイナンバーを活用した情報連携の拡大**

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大

- 国家資格関係事務における個人番号の利用
- 健康増進事業の実施に関する事務
- 学校等就学支援金の支給事務
- 知的障害者(児)の判定に関する事務
- 従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

### 【+α】マイナンバーと預貯金口座の管理

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等

## (2) 郡山市での対応について

### マイナンバー制度の目的

- 市民サービスの向上
- 行政手続の効率化
- 公正公平な社会の実現

郡山市では

### 【マイナンバーカード交付率】

2020年4月 12.7%  
2021年4月 23.4%

**4人に1人が持っている！**

※この1年間でカード交付率は倍増  
※2021年3月分：16,952件の交付申請

### 郡山での加速化計画

普及が進むマイナンバーカードの**更なる活用**

マイナンバーカードを活用したオンライン申請に**新たなサービスを拡充**

マイナンバーを活用した**新たな情報連携**をできるよう整備

## ● 国の標準仕様を満たすことが義務付けられ、ガバメントクラウドの利用は努力規定

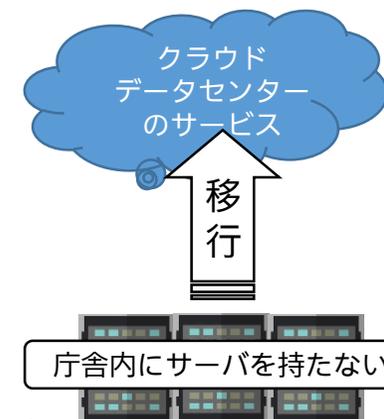
### (1) 【郡山市】 住民情報系統合サーバのデータセンターサービス利用への移行

#### ① 現在の統合サーバ（住民、税、国保等の主要17業務やGIS等の11業務）

リース期間 2017. 1. 1～2021. 12. 31

2022. 1. 1以降は再リースとし、再リースが可能な期間中にクラウド化

- 主要17業務 本調達により2021年度内にクラウド化
- GIS等の11業務 統合サーバの再リース中に順次クラウド化



#### ② 本調達による統合基盤サービス（仮想化済みの情報システムを稼働させる基盤）

サービス利用期間 2022. 1. 1～2027. 12. 31

- 他と接続しない専用ネットワークで構成（本市総合行政ネットワーク内の拠点）
- データセンター利用による業務継続性の強化（災害に強い）
- 機器類の運用管理を不要とする。
- 主要17業務を統合基盤サービス利用に移行（全て仮想化済みのため、移行が容易）

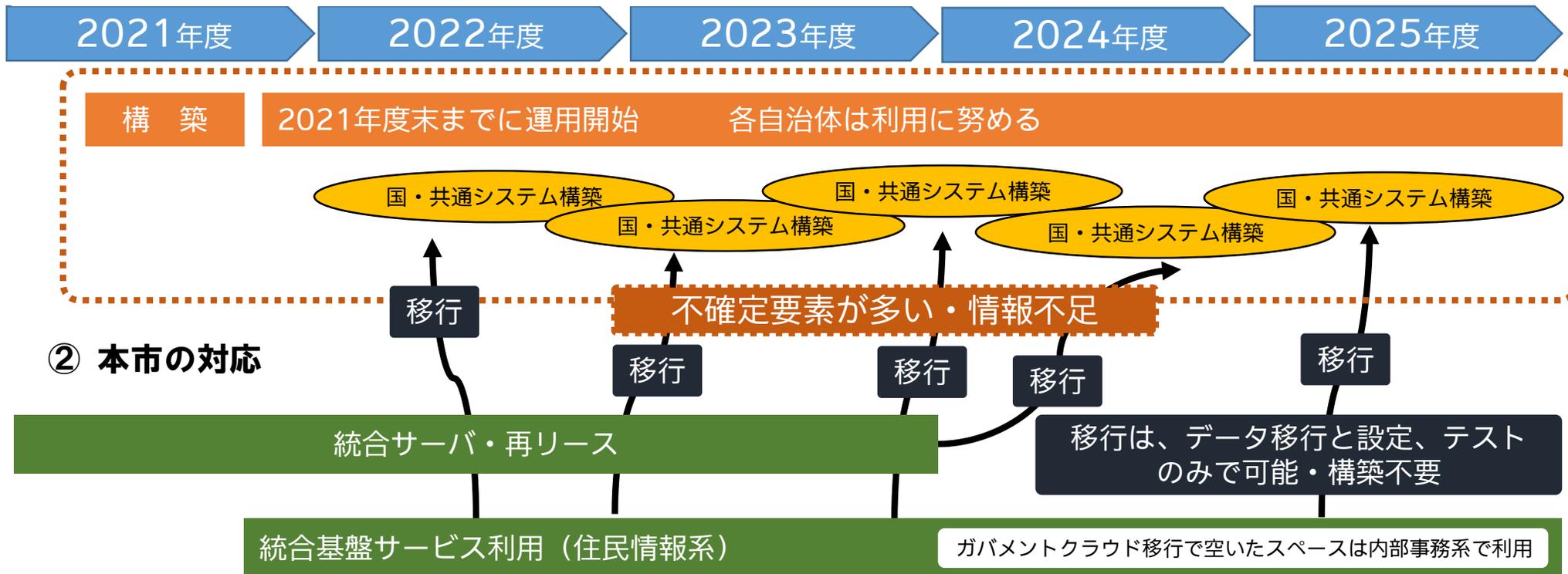
※クラウド化による再構築中の税とクラウド化済みの健康管理（健診等）を除く。

#### ※主要 17 業務

児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

## (2) 【郡山市】国が進めるガバメントクラウドへの対応 ※主要17業務の共通化・標準化

### ① 国によるガバメントクラウドの整備運用スケジュール



### ② 本市の対応

- 国の動向を注視し、ガバメントクラウドへの移行を見据えつつ、老朽化が進行する統合サーバから統合基盤サービスの利用へ移行する。
- 国の共通システム構築状況に合わせてガバメントクラウドへ移行する。
- 国の計画に遅延を生じた場合でも、本市のクラウド化は影響を受けることなく進める。

デジタル改革関連法について



内閣府番号制度担当室

# デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

## デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属**の組織（**長は内閣総理大臣**）。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の**基幹系情報システム**について、**国が基準**を策定し、**当該基準に適合したシステムの利用**を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

# デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

## 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

## 概要

### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

#### <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

#### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

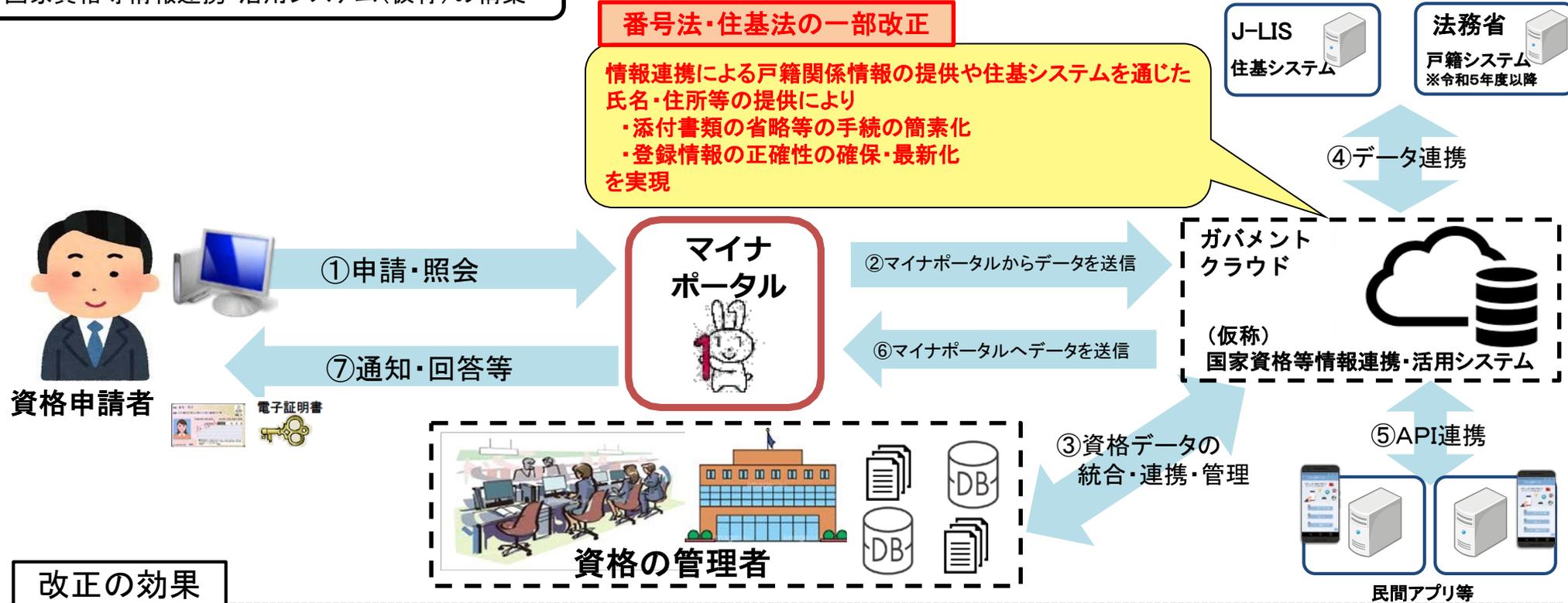
施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

# 国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

## 改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

## 国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



## 改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

## 国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大(その2)

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑲	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	⑳	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉑	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉒	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉓	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉔	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉕	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉖	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉗	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉘	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

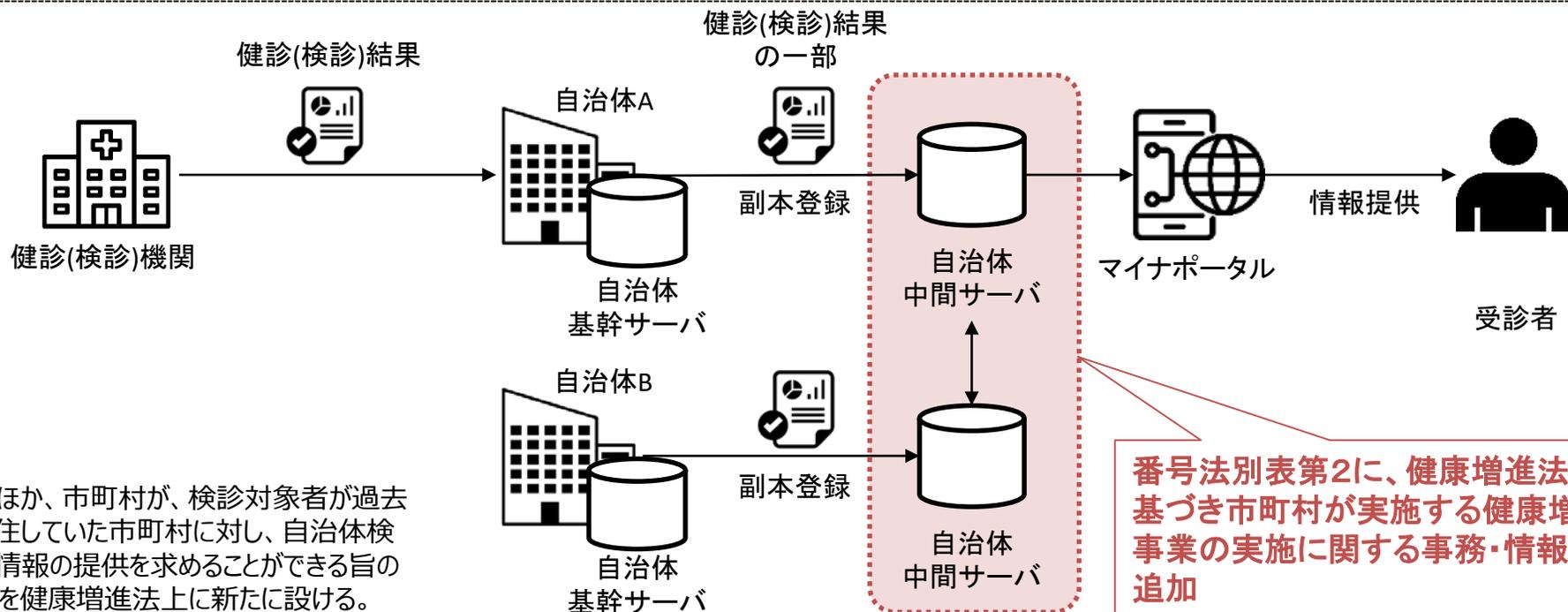
# 健康増進事業の実施に関する事務(自治体検診事務)に関する情報連携の拡大

## 改正の背景

- 国民が、マイナポータルを通じて、デジタル化された自らの保健医療情報を活用し、日常生活の改善や健康増進に活用する環境の整備として、PHR(Personal Health Record)の推進が必要。
- また、自治体においてデジタル化された住民の保健医療情報を活用することにより、より高度かつ効率的な保健サービスの提供を行うことで、住民の健康増進を図ることが求められている。

## 改正の概要

健康増進法に基づき市町村が実施する検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)(以下「自治体検診」という。)について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継ぐことにより、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な検診等の実施に資する。



※このほか、市町村が、検診対象者が過去に居住していた市町村に対し、自治体検診の情報の提供を求めることができる旨の規定を健康増進法上に新たに設ける。

番号法別表第2に、健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業の実施に関する事務・情報を追加

施行期日: 公布の日から施行

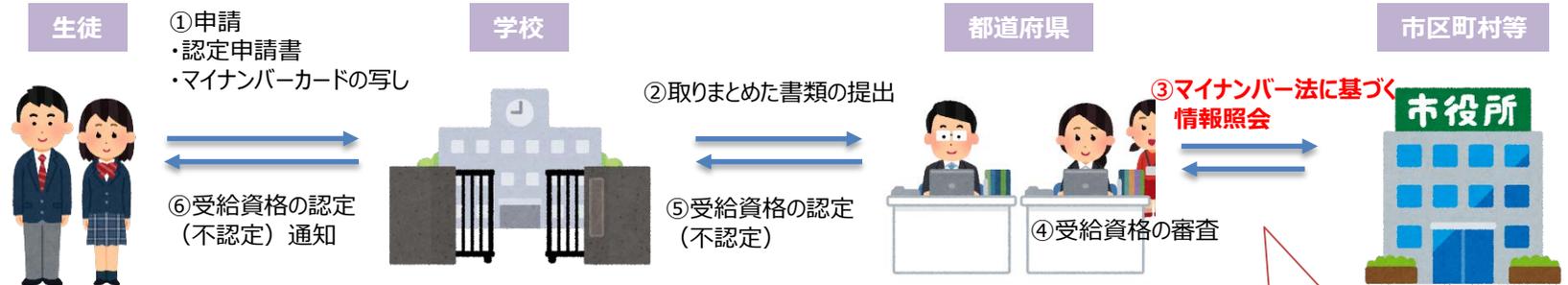
# 高等学校等就学支援金の支給事務における情報連携の拡大(生活保護関係情報の追加)

## 改正の背景

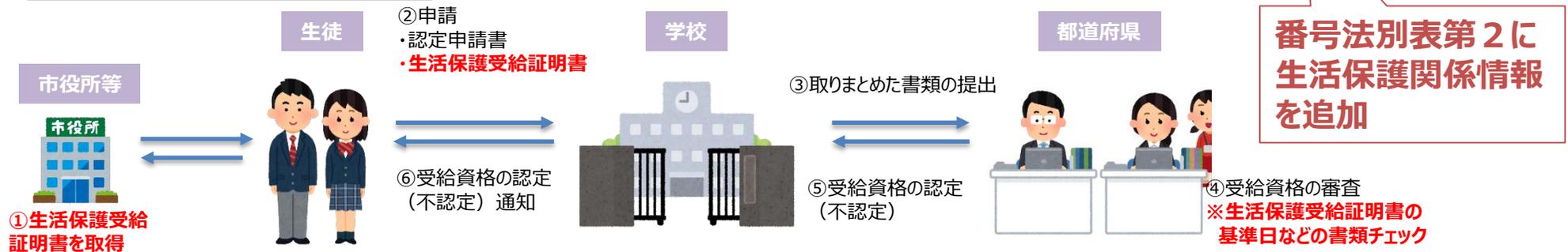
- 生活扶助を受けている者が高等学校等就学支援金の支給の申請を行うに当たっては、市町村から生活保護受給証明書を取得し、申請書に添付して提出する必要があった。
- 令和2年地方分権改革に関する提案において、申請者及び行政の負担軽減のため、高等学校等就学支援金支給事務において、情報連携により「生活保護関係情報」の提供を受けることを可能とするよう提案があった。

## 改正の概要

### ○ 通常の場合 (マイナンバー法に基づく情報照会を利用する場合)



### ○ 生活保護受給証明書の場合



生活保護受給証明書の添付が不要となり、都道府県の審査事務が効率化されるため、申請者及び行政双方の負担軽減につながる。

施行期日: 公布の日から施行

# 知的障害者(児)の判定に関する事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

## 改正の背景

- 現在、身体障害者及び精神障害者については、民間アプリの活用により、マイナポータルの自己情報取得APIを通じて手帳情報を取得することで、鉄道乗車券等の割引サービスに必要な手続をデジタルで行うことが可能となっている。
- 一方で、知的障害者(児)については、上記メリットが享受できない状況にあるため、改善を求める要望あり。

## 改正後のメリット(割引乗車券を購入する例)

今般の番号法改正により、知的障害者(児)についても、身体障害者及び精神障害者と同様に、民間アプリにおけるマイナポータルの自己情報取得APIを活用することで、障害者手帳情報のデジタル化が推進される(障害者割引を受けるために、知的障害者(児)の手帳(療育手帳)そのものの提示を省略できる)。

①民間アプリの登録の申し込み

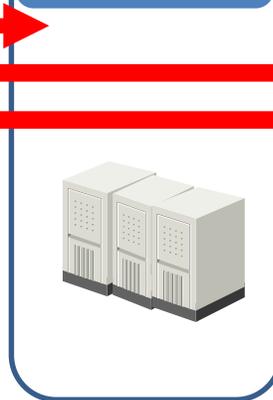


民間アプリID



②マイナンバーカードによる本人確認

マイナポータル  
自己情報取得  
API



③本人確認ができれば、マイナポータルを通じて障害者であることの情報の提供要求

行政機関  
(都道府県)

④マイナポータルを通じて障害者であることの情報を提供



⑥公的個人認証済みの表示が付されたIDの取得

⑦民間アプリの活用により、割引乗車券の購入を申し出



鉄道駅



⑨割引された価格で乗車券を購入

⑧鉄道係員は、IDで割引種別を確認

番号法別表第1及び第2に、知的障害者(児)に係る判定等に関する事務・情報を追加

※上記のほか、鉄道事業者における乗車券割引等のインターネット予約サイトを通じて、自己情報取得APIの活用による割引を受けることも可能となる予定(2023年)

施行期日: 公布の日から施行

# 従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

## 改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業員等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

## 改正の概要

従業員等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業員等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

### 【現在】



従業員

本人からA社に特定  
個人情報を提供

本人からB社に改めて  
特定個人情報を提供



A社

転籍前勤務先



B社

転籍後勤務先



### 【改正後】



従業員

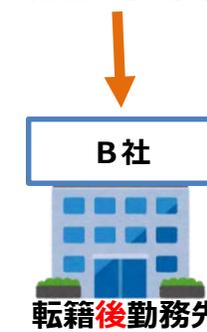
本人からA社に特定  
個人情報を提供

本人が転籍後の  
勤務先への特定  
個人情報の提供  
が不要



A社

転籍前勤務先



B社

転籍後勤務先

A社からB社に  
特定個人情報の  
提供を可能

## 改正の効果

従業員等の転籍・退職等があった場合、従業員等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

**公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとする**とともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする**。

## 1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

## 2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

## 3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

### (1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、

- ①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
- ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

### (2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

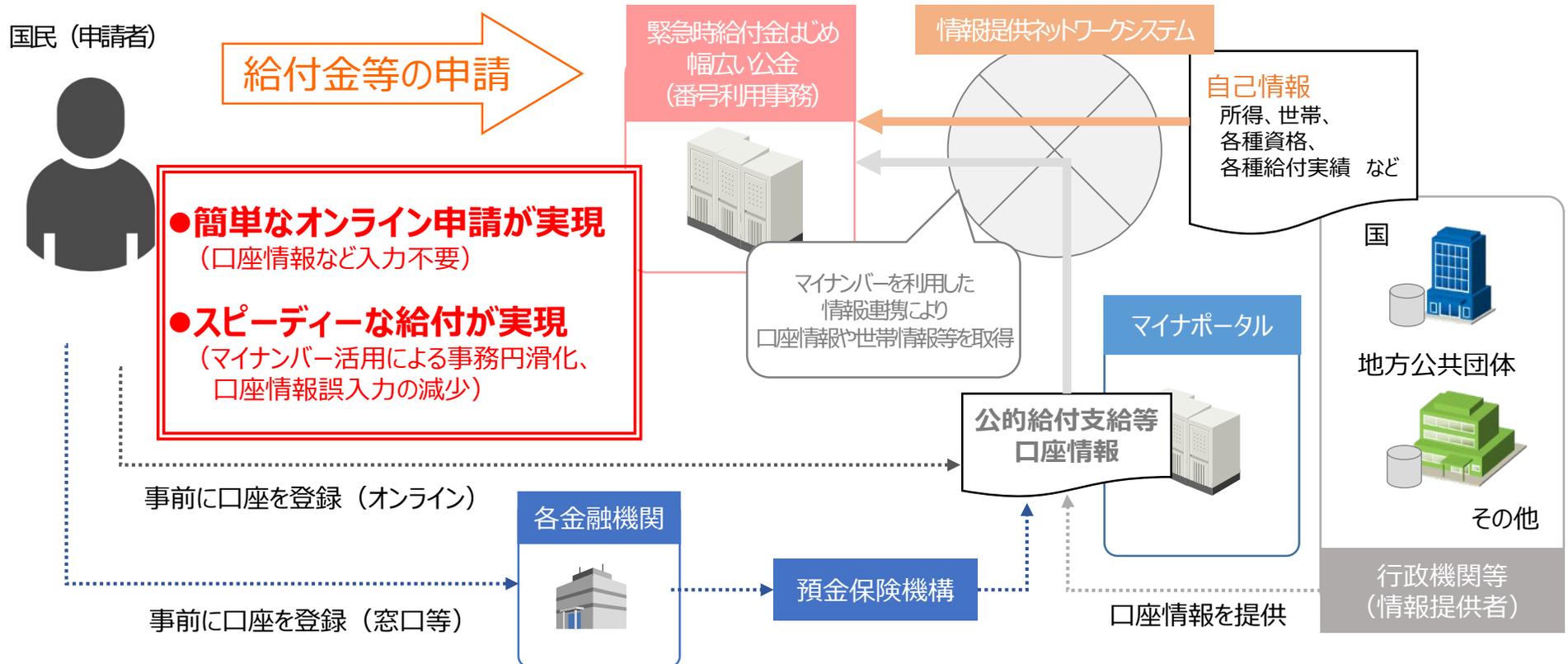
# 公的給付支給等口座の登録制度等の創設

## 預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（68の事務）

## 登録制度のイメージ



**デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。**

## 1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) **金融機関に対する申出等**
  - ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
  - ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
- (2) **預金保険機構による通知等**
  - ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
  - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
  - ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

## 2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

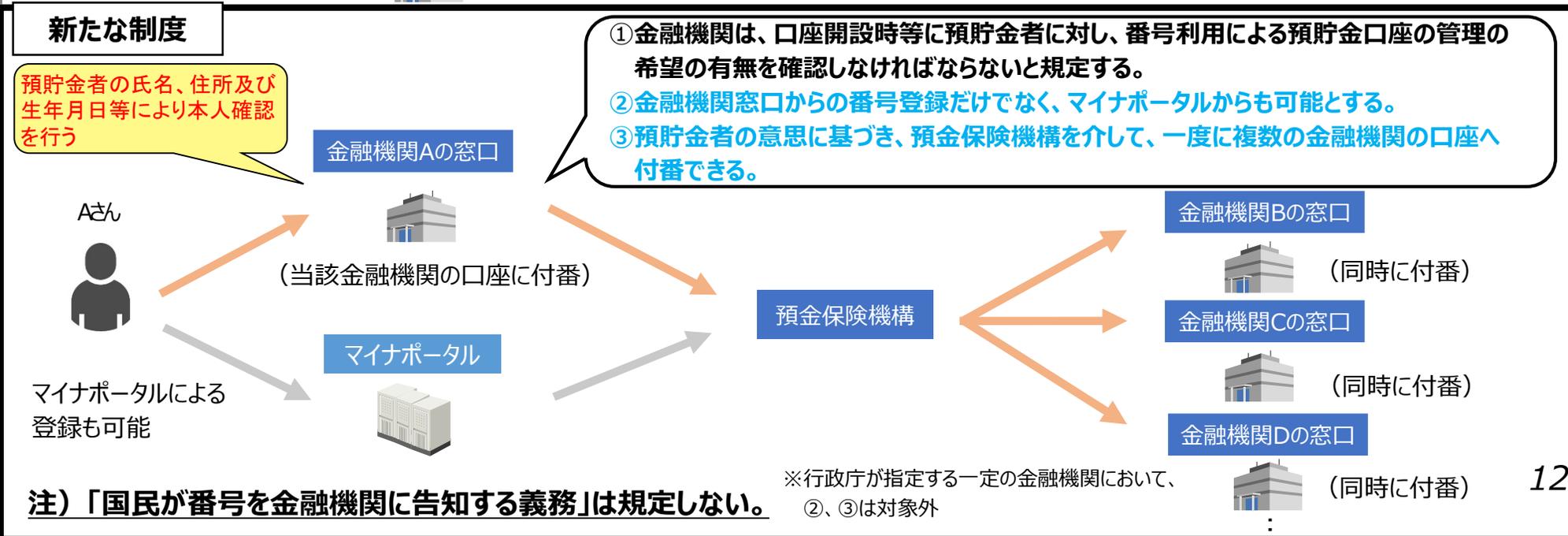
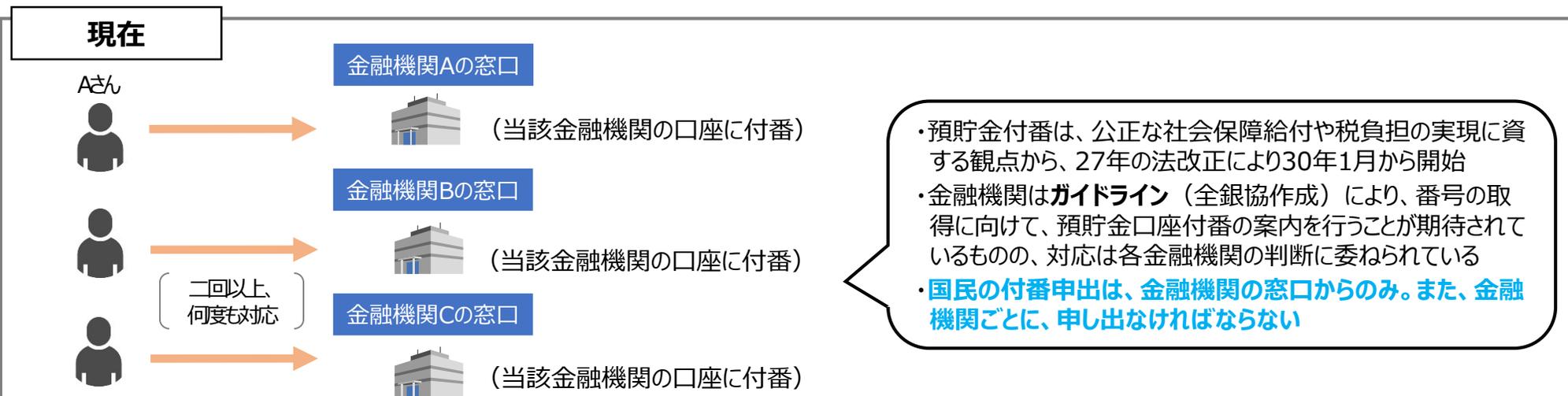
## 3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

# 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する



**災害時又は相続時**に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

## 相続時のサービス

預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行う



国民（相続人）

(※)

金融機関Aの窓口



預金保険機構

金融機関A



金融機関B



金融機関C



①金融機関は、主務省令で定める方法により、相続人及び預貯金者の確認を行う

②預金保険機構は、**被相続人**の個人番号を全ての金融機関に通知する

③金融機関は、個人番号で管理している口座の有無を通知する

④預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、相続人に対し、通知に係る事項の通知をする

(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

**注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする**

※行政庁が指定する一定の金融機関  
においては対象外